

日本音響学会 技術開発賞 受賞候補募集のお知らせ

一般社団法人 日本音響学会 技術開発賞 選定委員会

委員長 廣江 正明

日本音響学会技術開発賞規則により、第34回（2026年度）日本音響学会技術開発賞の候補業績を募集します。

日本音響学会技術開発賞 推薦要項

1. 受賞候補者の資格

受賞候補者は、本会の賛助会員である法人の代表者又はその法人に属する個人、グループとします。

2. 推薦の方法

受賞候補者の推薦は自薦、他薦のいずれでも結構です。ただし、他薦による場合は推薦者は、本会の名誉会員、終身会員、正会員又は賛助会員である法人の代表者とします。

3. 本賞の対象となる業績

本賞の対象は下記の業績とします。その条件は、2025年12月31日からさかのぼって前3年間に使用実績、評価などにおいて顕著であると認められるもので、その内容について選定委員会に提示可能であり、また受賞後に日本音響学会誌に公表可能なものとします。

- (1) 音響工学の研究成果を適用して開発された機器・工業技術で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。
- (2) 音響工学の研究及び技術開発に利用される機器・工業技術等で、研究・技術開発の進展に著しい貢献があったと認められるもの。
- (3) 音響工学の研究成果を適用し、音環境の創造・改善に著しい貢献があったと認められるもの。
- (4) 以上のほか、音響にかかわる技術開発で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。

4. 選定並びに決定方法

日本音響学会技術開発賞選定委員会において受賞候補業績の選定を行い、本会理事会で受賞者を決定します。

5. 表彰件数

表彰件数は原則として3件以内とします。ただし、選定委員会において該当する業績がないと判断された場合には表彰しないことがあります。

6. 推薦書作成要綱

ア. 推薦書は、次の推薦書要項の項目番号に従いA4サイズで作成して下さい。（定型のものはありません。）

イ. 推薦書要項の1～3は1枚に納め、4は2枚程度で作成して下さい。

ウ. 業績説明資料は適宜添付して下さい。

エ. 部数は、推薦書（およそ3枚程度）、業績説明資料ともに7部提出して下さい。

推薦書要項

1. 推薦者

- 1.1 自薦、他薦の別
- 1.2 資格（名誉会員、終身会員、正会員又は賛助会員の代表者の別）
- 1.3 氏名
- 1.4 所属、部課名
- 1.5 連絡先住所、電話番号、ファクシミリ番号

2. 候補者（被推薦者）

- 2.1 候補者氏名（複数の場合は全員の氏名を記載し、連絡担当者に○印を付すこと）
- 2.2 所属、部課名（複数の場合は2.3の注意書きに従う）
- 2.3 連絡先住所、電話番号、ファクシミリ番号

※複数の場合で、所属・部課が異なる場合は、2.1、2.2及び2.3の項目番号を2.1/2/3としてまとめて記載す

ることも可)

3. 業 績

3.1 区分(技術開発賞受賞予定者選定手続き第1項に記載の(1)～(4)の中から該当する番号を記載)

3.2 対象業績名(製品名, 成果物名又は内容を表す簡明な呼称を記載)

3.3 発表年月及び発表方法

4. 推薦理由(A4用紙2枚程度で記載/コピー7部提出)

5. 業績説明資料(必要に応じて適宜添付して下さい。その場合は7部提出)

6. その他

選考の過程で, 参考資料の追加提出を求める場合がありますので, あらかじめご承知おき下さい。

7. 賞の贈呈

2026年度の大会総会において贈呈します。

8. 提出先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2F

一般社団法人 日本音響学会 日本音響学会技術開発賞選定委員会

9. 推薦期限

2026年1月15日(木)必着

10. 問合せ先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2F 一般社団法人 日本音響学会事務局

Tel. 03-5256-1020, Fax. 03-5256-1022, e-mail: asj-office@acoustics.jp

選奨規則(抜粋)

最終改正日付 令 3.5.22

第5章 技術開発賞

第40条 技術開発賞は, 音響に関する工学技術の進歩発展に特に貢献した本会賛助会員である法人の代表者, 法人に属する個人又はグループに贈呈する。

第41条 技術開発賞に関する経費は, 一般会計によるものとする。

第42条 技術開発賞は, 原則として毎年3件以内に贈呈する。

第43条 技術開発賞は, 賞状とし, 副賞を添える。

第44条 前条の賞状及び副賞は, 原則として通常総会の際, その時点で賛助会員等である者に贈呈する。

第45条 技術開発賞受賞予定者を選定するため, 毎年, 技術開発賞選定委員会を設ける。

第46条 技術開発賞選定委員会は, 委員長と選定委員をもって構成する。

第47条 委員長は会長が指名し, 選定委員は委員長の推薦により会長が委嘱する。

2 選定委員は, 正会員をあてる。

3 選定委員への重任は妨げないが, 原則として連続して3年以上にわたることはできない。

第48条 技術開発賞受賞予定者の選定は, 別に定める選定手続きにより行う。

第49条 委員長は, 技術開発賞受賞予定者の選定が終わったときは, その結果を選定経過と共に会長に報告する。

第50条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り, 審議の上, 技術開発賞受賞者を決定する。

第51条 技術開発賞選定委員会は, 役員会において受賞者が決定されたときをもって解散する。

技術開発賞受賞予定者選定手続

平 21.4.28 制定

平 21.12.16 改正

選奨規則第48条による技術開発賞受賞予定者の選定は, この手続に従って行う。

1. 選定は, 次の(1)～(4)に掲げる内容によって音響に関する工学技術の進歩発展に貢献した業績を対象とし, 本会賛助会員の代表者, 法人に属する個人又はグループに対して賞を贈呈する。

(1) 音響工学の研究成果を適用して開発された機器・工業技術で, 関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。

(2) 音響工学の研究及び技術開発に利用される機器・工業技術等で、研究・技術開発の進展に著しい貢献があったと認められるもの。

(3) 音響工学の研究成果を適用し、音環境の創造・改善に著しい貢献があったと認められるもの。

(4) 以上のほか、音響にかかわる技術開発で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。

ただし、選定年度から遡って前3年間に使用実績、評価等において顕著であると認められるもので、その内容について受賞後に日本音響学会誌に公表可能なものに限る。

2. 委員長は、選考に先立ち、選考の対象とする業績の推薦要項を日本音響学会誌に掲載する。
3. 受賞候補業績の推薦は、自薦、他薦のいずれでもよいものとする。自薦による場合の応募者は、本会賛助会員である法人の代表者、法人に属する個人又はグループの代表者とする。他薦による場合の推薦者は、本会の名誉会員、終身会員、正会員又は本会賛助会員である法人の代表者とする。
4. 自薦による応募者又は他薦による推薦者は、本学会指定の様式による推薦書及び選定対象となる業績の要旨各1部を、選定委員会に提出する。
5. 前項によって推薦された受賞候補業績について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準によって評定を行い、その結果を基にして、合議によって技術開発賞受賞予定者を選定する。
6. 委員長は、前項の結果に選定経過を附して4月上旬までに会長に報告する。